

令和3年12月7日

第8回 日南町議会定例会議案

日 南 町

議案第83号

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分
に関する協議について

次のとおり、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分
に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、次の協議書
のとおり協議し定めることについて、同法第290条の規定により本議会の議決を
求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分
に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘に係る土地については日吉津村へ譲与し、建物及び備品については別紙財産処分に関する調書記載の法人へ譲渡し、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金に属する現金（これから生ずる果実を含む。）については構成市町村に配分するものとする。
- 2 処分する財産の内容は、別紙財産処分に関する調書のとおりとする。

別紙

財産処分に関する調書

1 土地

(1) 譲与の相手方

日吉津村

(2) 譲与する財産

土地の所在	地目	地籍
西伯郡日吉津村大字今吉 218 番	宅地	11,779.49 m ²
西伯郡日吉津村大字富吉 1352 番 3	宅地	351.00 m ²

2 建物及び備品

(1) 譲渡の相手方

米子市皆生四丁目 2 番 28 号

株式会社 ヤードクリエーション

代表取締役 服島 章

(2) 譲渡価格

415,800 円

(3) 譲渡する財産

① 建物

建物の名称	所在	構造	延床面積
本館	西伯郡日吉津村大字 今吉 218 番地	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) 地上 2 階、一部地下 1 階建	2,999.301 m ²
車庫	西伯郡日吉津村大字 今吉 218 番地	鉄骨造 平屋建	120.00 m ²
機械棟	西伯郡日吉津村大字 今吉 218 番地	コンクリートブロック造 平屋建	59.38 m ²
従業員宿舎	西伯郡日吉津村大字 今吉 218 番地	鉄筋コンクリート造 2 階建	150.975 m ²

② 備 品

品 名	数量	品 名	数量
応接テーブル	15 台	移動棚	13 台
客室テーブル	23 台	食器棚	9 台
座敷用テーブル	6 台	物品棚	15 台
食堂テーブル	25 台	マガジンラック	1 台
座卓	17 台	移動ワゴン	7 台
応接用椅子	48 脚	ホットワゴン	1 台
客室用椅子	43 脚	事務用机	10 台
座敷用椅子	50 脚	脇机	2 台
食堂用椅子	94 脚	書類保管庫	6 台
シンク	14 台	ホワイトボード	1 枚
厨房作業台	35 台	更衣ロッカー	10 台
厨房水切り台	1 台	下駄箱	8 台
ダストテーブル	2 台	司会台	1 台
売店販売台	1 台	宴会台	1 台
売店作業台	1 台	衝立	1 台
給湯器	1 台	テレビ	24 台
食器洗浄機	1 台	ベッド	6 台
生ごみ破砕機	1 台	ベッドサイドテーブル	3 台
I Hヒーター	1 台	電気スタンド	3 台
オーブン	1 台	レジスター	2 台
ガスコンロ	2 台	金庫	1 台
ガスレンジ	1 台	カラオケセット	2 式
コーヒーマシーン	1 台	プロジェクター	1 台
フードプロセッサー	1 台	スクリーン	1 台
フライヤー	2 台	高圧洗浄機	1 台
電子レンジ	1 台	体重計	1 台
炊飯器	5 台	遊具セット	1 式
蒸し器	1 台	自動体外式除細動器	1 台
酒燗器	1 台	車いす	3 台
洗米器	1 台	洗濯機	3 台
温蔵庫	2 台	掃除機	6 台
冷蔵庫	7 台	ポリッシャー	1 台
冷蔵ショーケース	2 台	絵画	1 枚
冷凍庫	1 台	版画	3 枚
恒温恒湿庫	1 台	花台	1 台
製氷機	3 台	ごみ入れ	1 台

3 基金

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金は、基金を廃止する際に残額があるときは、以下の割合により、構成市町村に配分するものとする。

構成市町村	割合 (%)
米 子 市	50.2
境 港 市	13.4
日 吉 津 村	2.5
大 山 町	10.7
南 部 町	6.8
伯 耆 町	6.8
日 南 町	3.8
日 野 町	3.0
江 府 町	2.8

議案第84号

日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町税集合徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

日南町税集合徴収等の特例に関する条例の廃止について

日南町税集合徴収等の特例に関する条例(昭和61年日南町条例第5号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度までの集合徴収については、なお従前の例による。

議案第85号

日南町納税奨励条例の廃止について

次のとおり、日南町納税奨励条例を廃止する条例を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

日南町納税奨励条例の廃止について

日南町納税奨励条例(昭和34年日南町条例第41号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の規定にかかわらず、令和4年5月末日までに納期が到来し、すでに納付されている税については従前の例による。

議案第86号

日南町税条例の一部改正について

次のとおり、日南町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

日南町税条例の一部を改正する条例

日南町税条例（昭和45年条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりである。</p> <p>第1期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 <u>翌年1月1日から同月31日まで</u></p> <p>2（略）</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>5月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>9月1日から同月30日まで</u></p> <p>第4期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>2～4（略）</p>	<p>（個人の町民税の納期）</p> <p>第40条 普通徴収の方法によって徴収する個人の町民税の納期は、次のとおりである。</p> <p>第1期 <u>5月1日から同月31日まで</u></p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>2（略）</p> <p>（固定資産税の納期）</p> <p>第67条 固定資産税の納期は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 <u>6月1日から同月30日まで</u></p> <p>第2期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 <u>12月1日から同月25日まで</u></p> <p>第4期 <u>翌年2月1日から同月末日まで</u></p> <p>2～4（略）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第87号

日南町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険税条例（昭和45年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>所得割額） 第3条（略） 2（略） （国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>資産割額） 第4条（略） （国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>被保険者均等割額） 第5条（略） （国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第<u>15条第1項</u>において同じ。)及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額） 第3条（略） 2（略） （国民健康保険の被保険者に係る_____資産割額） 第4条（略） （国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額） 第5条（略） （国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額） 第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第<u>15条</u>_____において同じ。)及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5</p>

年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第15条第1項において同じ。）以外の世帯 16,600円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.10を乗じて算定する。

(納期)

第11条 国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月25日まで

第7期 翌年1月1日から同月31日まで

第8期 翌年2月1日から同月末日まで

(削る)

(削る)

2 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第15条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給

年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第15条において同じ。）以外の世帯 16,600円

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.10を乗じて算定する。

(納期)

第11条 国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から同月25日まで

第8期 1月1日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第12条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第15条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第15条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給

与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法

（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)～(3) (略)

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)～(3) (略)

与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法

（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 14,420円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)～(3) (略)

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1)～(3) (略)

ウ～カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1)～(3) (略)

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,090円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,150円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,240円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,300円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,275円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した

ウ～カ (略)

- (3) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,120円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1)～(3) (略)

ウ～カ (略)

(新設)

世帯 2,125円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した

世帯 3,400円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯

4,250円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第15条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第16条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第15条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号(及び第3号)において同じ。)及び」とする。

附 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第15条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第15条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第16条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第15条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号(及び第3号)において同じ。)」とする。

附 則

1 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第15条 の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康

<p>保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及</p>	<p>保険税の課税の特例)</p> <p>3 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得金額」とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及</p>
---	---

び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所帯者が法附則第35条の4の4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

び第15条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所帯者が法附則第35条の4の4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4の4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第15条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条_____の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条_____において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条_____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する

特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第15条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第15条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険

特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険

<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2項12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第15条_____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条_____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2項12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
---	---

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第11条第1項、第12条第1項、第15条及び第15条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の日南町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第88号

日南町介護保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町介護保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

日南町介護保険条例の一部を改正する条例

日南町介護保険条例（平成12年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>_____</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第3期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第4期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第5期 11月1日から同月30日まで</p> <p>第6期 12月1日から同月25日まで</p> <p>第7期 翌年1月1日から同月31日まで</p> <p>第8期 翌年2月1日から同月末日まで</p> <p>_____</p> <p>2 前項<u> </u>に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者(及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。))に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、<u>日南町税集合徴収等の特例に関する条例(昭和61年日南町条例第5号)第4条第1項第4号の例による。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>又、納付義務者が納期前に保険料を納付しようとする場合は、同条例第5条第1項の例による。</u></p> <p>2 前項<u>前段</u>に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者(及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。))に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第89号

日南町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり、日南町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月7日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日南町国民健康保険条例（昭和45年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万8千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条 <u>ただし書き</u> の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>1万2千円</u> を上限として加算するものとする。 2 (略)	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40万4千円</u> を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条 <u> </u> の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに <u>1万6千円</u> を上限として加算するものとする。 2 (略)

備考 改正部分は下線の部分である。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

議案第90号

令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）

令和3年度日南町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,993,901千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月7日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		14,104	25	14,129
	2 負担金	6,604	25	6,629
14 国庫支出金		557,714	63,261	620,975
	1 国庫負担金	213,930	13,444	227,374
	2 国庫補助金	342,396	49,615	392,011
	3 委託金	1,388	202	1,590
15 県支出金		1,061,341	6,359	1,067,700
	1 県負担金	97,219	△1,388	95,831
	2 県補助金	864,816	7,747	872,563
16 財産収入		81,396	8,200	89,596
	2 財産売払収入	66,599	8,200	74,799
18 繰入金		506,006	△285,688	220,318
	2 基金繰入金	506,006	△285,688	220,318
19 繰越金		38,422	325,390	363,812
	1 繰越金	38,422	325,390	363,812
20 諸収入		258,650	5,799	264,449
	7 雑入	49,322	5,799	55,121
21 町債		766,000	37,200	803,200
	1 町債	766,000	37,200	803,200
歳入	合 計	6,833,355	160,546	6,993,901

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,089,064	17,786	1,106,850
	1 総務管理費	988,646	16,922	1,005,568
	2 徴税費	61,354	1,067	62,421
	3 戸籍住民基本台帳費	27,981	△203	27,778
3 民生費		1,105,730	31,328	1,137,058
	1 社会福祉費	748,702	18,170	766,872
	2 児童福祉費	272,230	△3,789	268,441
	3 生活保護費	84,798	16,947	101,745
4 衛生費		1,030,612	△31,568	999,044
	1 保健衛生費	342,150	20,922	363,072
	4 病院費	417,792	△52,490	365,302
6 農林水産業費		1,487,370	24,157	1,511,527
	1 農業費	935,422	7,698	943,120
	2 林業費	551,948	16,459	568,407
7 商工費		209,357	104	209,461
	1 商工費	209,357	104	209,461
8 土木費		486,054	41,403	527,457
	1 土木管理費	27,382	26	27,408
	2 道路橋梁費	438,794	41,063	479,857
	5 住宅費	12,256	314	12,570
10 教育費		413,027	6,036	419,063
	1 教育総務費	151,161	6,031	157,192
	2 小学校費	37,519	25	37,544
	5 社会教育費	143,914	△20	143,894

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		162,700	71,300	234,000
	1 農林水産施設災害復旧費	114,700	28,000	142,700
	2 公共土木施設災害復旧費	48,000	43,300	91,300
歳 出	合 計	6,833,355	160,546	6,993,901

第2表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	352,100	証書借入又は証券発行	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府その他の資金の借入れについては、その融資条件による。ただし書当初に同じ	365,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
過疎地域持続的発展事業	131,900	同上	同上	同上	131,800	同上	同上	同上
災 害 復 旧 事 業	41,500	同上	同上	同上	65,800	同上	同上	同上

令和3年度日南町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	14,104	25	14,129
14 国庫支出金	557,714	63,261	620,975
15 県支出金	1,061,341	6,359	1,067,700
16 財産収入	81,396	8,200	89,596
18 繰入金	506,006	△285,688	220,318
19 繰越金	38,422	325,390	363,812
20 諸収入	258,650	5,799	264,449
21 町債	766,000	37,200	803,200
歳入合計	6,833,355	160,546	6,993,901

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,089,064	17,786	1,106,850				17,786
3 民生費	1,105,730	31,328	1,137,058	18,836		△1,475	13,967
4 衛生費	1,030,612	△31,568	999,044	20,554	△100	△52,490	468
6 農林水産業費	1,487,370	24,157	1,511,527	2,275		13,999	7,883
7 商工費	209,357	104	209,461				104
8 土木費	486,054	41,403	527,457	△1,946	13,000		30,349
10 教育費	413,027	6,036	419,063				6,036
11 災害復旧費	162,700	71,300	234,000	29,901	24,300		17,099
歳 出 合 計	6,833,355	160,546	6,993,901	69,620	37,200	△39,966	93,692

2 (一般会計)

2 歳入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費負担金	3,494	25	3,519	2 児童福祉費負担金	25	病児病後児保育事業自己負担金 25
計	6,604	25	6,629			

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

3 民生費国庫負担金	198,576	△802	197,774	1 社会福祉費負担金	△802	保険基盤安定負担金 △802
4 衛生費国庫負担金	15,354	14,246	29,600	1 保健衛生費負担金	14,246	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 14,246
計	213,930	13,444	227,374			

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 民生費国庫補助金	12,130	20,824	32,954	1 社会福祉費補助金	19,944	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金 19,750
						子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金 194
				2 児童福祉費補助金	880	子ども・子育て支援事業費補助金 880
4 衛生費国庫補助金	947	6,434	7,381	1 保健衛生費補助金	6,434	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金 4,435
8 土木費国庫補助金	105,388	△1,776	103,612	2 道路橋梁費補助金	△1,776	道路改良事業費補助金 △1,776
11 災害復旧費国庫補助金	19,200	24,133	43,333	2 公共土木施設災害復旧費補助金	24,133	公共土木施設災害復旧費補助金 24,133
計	342,396	49,615	392,011			

(款) 14 国庫支出金

(項) 3 委託金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 民生費委託金	1,188	202	1,390	1 社会福祉費委託金	202	国民年金事務費委託金 202
計	1,388	202	1,590			

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

3 民生費県負担金	97,146	△1,388	95,758	1 社会福祉費負担金	△1,388	保険基盤安定負担金 △1,388
計	97,219	△1,388	95,831			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

3 民生費県補助金	36,007	△126	35,881	2 児童福祉費補助金	△126	とっとり版ネウボラ推進事業費補助金 △126
6 農林水産業費県補助金	691,917	2,275	694,192	2 林業費補助金	2,275	林道改良事業費補助金 2,275
8 土木費県補助金	420	△170	250	2 道路橋梁費補助金	△170	道路維持管理事業補助金 △170
11 災害復旧費県補助金	70,540	5,768	76,308	1 農林水産施設災害復旧費補助金	5,768	林道災害復旧事業費補助金 5,768
計	864,816	7,747	872,563			

(款) 16 財産収入

(項) 2 財産売払収入

3 カーボンオフセットクレジット売払収入	5,000	8,200	13,200	1 カーボンオフセットクレジット売払収入	8,200	カーボンオフセットクレジット売払収入 8,200
計	66,599	8,200	74,799			

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	258,454	△231,698	26,756	1 財政調整基金繰入金	△231,698	財政調整基金繰入金 △231,698
21 日南町こどもゆめ基金繰入金	4,076	△1,500	2,576	1 日南町こどもゆめ基金繰入金	△1,500	日南町こどもゆめ基金繰入金 △1,500
22 地域医療総合確保基金繰入金	109,949	△52,490	57,459	1 地域医療総合確保基金繰入金	△52,490	地域医療総合確保基金繰入金 △52,490
計	506,006	△285,688	220,318			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	38,422	325,390	363,812	1 繰越金	325,390	前年度繰越金 325,390
計	38,422	325,390	363,812			

(款) 20 諸収入

(項) 7 雑入

5 雑入	49,322	5,799	55,121	90 雑入	5,799	雑入[特定財源] 5,799
計	49,322	5,799	55,121			

(款) 21 町債

(項) 1 町債

11 災害復旧債	41,500	24,300	65,800	1 公共土木施設災害復旧債	19,100	補助災害復旧事業債(現年分) 19,100
				3 林業災害復旧債	5,200	補助災害復旧事業債(現年) 5,200
12 過疎債	484,000	12,900	496,900	1 過疎債	12,900	過疎対策事業債 △11,400
						過疎対策事業債(町道改良事業) 24,400
						過疎地域自立促進特別事業債 △100
計	766,000	37,200	803,200			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源	節		説 明	
				特 定 財 源				区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	269,265	8,534	277,799				8,534	1 報酬	4,557	一般管理事務 職員健康福利厚生事業	8,534
								2 給料	△5		
								3 職員手当等	1,705		
								4 共済費	2,736		
								8 旅費	221		
								11 役務費	300		
								18 負担金補助及び交付金	△980		
2 文書広報費	5,500	750	6,250				750	12 委託料	750	文書管理事務	750
4 会計管理費	3,158	429	3,587				429	12 委託料	429	会計管理事務	429
5 財産管理費	247,448	2,000	249,448				2,000	10 需用費	2,000	町有財産整備管理事務	2,000
8 電子計算費	111,442	630	112,072				630	17 備品購入費	630	電算管理運営事務	630
10 諸費	301,956	4,579	306,535				4,579	2 給料	29	タウンズネット管理運営事務	4,579
								3 職員手当等	△450		
								10 需用費	5,000		
計	988,646	16,922	1,005,568				16,922				

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税费

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 税務総務費	55,294	1,067	56,361				1,067	3 職員手当等	983	税務総務一般管理事務	1,067
								4 共済費	84		
計	61,354	1,067	62,421				1,067				

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	27,981	△203	27,778				△203	4 共済費	△200	戸籍住民基本台帳一般事務	△203
								8 旅費	△80		
								10 需用費	77		
計	27,981	△203	27,778				△203				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	354,381	18,112	372,493	17,754			358	2 給料	168	国民健康保険事業	△2,630
								3 職員手当等	24	民生一般管理事務(福祉保健課)	20,167
								4 共済費	31	障害者自立支援制度運営事業	1,181
								10 需用費	80	地域生活支援事業	140
								11 役務費	114	支え愛ネットワーク構築事業	△913
								12 委託料	△1,080	生活困窮者自立支援事業	167
								19 扶助費	19,750		
								22 償還金利子及び割引料	1,655		
								27 繰出金	△2,630		
3 老人福祉費	351,260	△144	351,116				△144	27 繰出金	△144	介護保険事業	△144

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
6 国民年金事務費	7,803	202	8,005	202				12 委託料	202	国民年金取扱事務	202
計	748,702	18,170	766,872	17,956			214				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

1 児童福祉総務費	96,398	△245	96,153	880		△1,475	350	7 報償費	△1,500	児童手当支給事務	880
								12 委託料	880	母子父子福祉事務	225
								18 負担金補助及び交付金	150	地域子育て支援事業	△1,350
								22 償還金利子及び割引料	225		
2 保育園費	175,832	△3,544	172,288				△3,544	2 給料	△3,432	保育園管理運営事務	△3,544
								3 職員手当等	△550		
								4 共済費	△1,041		
								10 需用費	1,479		
計	272,230	△3,789	268,441	880		△1,475	△3,194				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 生活保護総務費	20,400	16,947	37,347				16,947	8 旅費 10 需用費 22 償還金利子及び割引料	△268 △50 17,265	生活保護総務費 16,947
計	84,798	16,947	101,745				16,947			

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	67,876	△2,289	65,587				△2,289	2 給料	△800	健康福祉センター管理運営事務	△1,129
								3 職員手当等	△1,010	保健衛生一般事務費	△1,160
								4 共済費	△300		
								17 備品購入費	△179		
2 予防費	32,175	18,743	50,918	18,681			62	2 給料	1,096	予防衛生一般事業	18,743
								7 報償費	1,106		
								10 需用費	1,311		
								11 役務費	518		
								12 委託料	14,271		
								13 使用料及び賃借料	200		
								17 備品購入費	179		
22 償還金利子及び割引料	62										
3 健康対策費	24,765	4,468	29,233	1,873	△100		2,695	7 報償費	△186	母子健診相談指導事業	△214

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
							12 委託料	4,626	健康増進事業	4,682
							13 使用料及び賃借料	△66		
							22 償還金利子及び割引料	94		
計	342,150	20,922	363,072	20,554	△100					

(款) 4 衛生費

(項) 4 病院費

1 病院費	417,792	△52,490	365,302			△52,490		18 負担金補助及び交付金	△52,490	病院運営事業	△52,490
計	417,792	△52,490	365,302			△52,490					

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

2 農業総務費	108,070	△663	107,407				△663	3 職員手当等	△860	農業総務一般事務	△860
								22 償還金利子及び割引料	197	農業後継者育成対策事業	197
3 農業振興費	521,816	4,350	526,166			5,799	△1,449	22 償還金利子及び割引料	4,350	中山間地域等直接支払推進事業	286
										多面的機能等支払事業	4,064
5 農地費	234,658	4,011	238,669				4,011	14 工事請負費	4,000	農道等維持管理事業	4,011
								18 負担金補助及び交付金	11		
6 山村振興費	47,715	0	47,715					11 役務費	40	山村振興一般対策事務	

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								14 工事請負費	△2,740	
								17 備品購入費	2,700	
計	935,422	7,698	943,120			5,799	1,899			

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

2 林業振興費	252,137	13,859	265,996			8,200	5,659	2 給料	67	町造林事業	155
								3 職員手当等	△550	森林保全総合対策事業	13,663
								4 共済費	41	日南町林業成長産業化モデル事業	41
								10 需用費	198		
								11 役務費	440		
								18 負担金補助及び交付金	13,663		
3 林道費	250,293	2,600	252,893	2,275			325	14 工事請負費	2,600	林道新設改良事業	2,600
計	551,948	16,459	568,407	2,275		8,200	5,984				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 観光費	53,599	104	53,703				104	3 職員手当等	104	公園施設管理事務	104
計	209,357	104	209,461				104				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	27,382	26	27,408				26	4 共済費	26	土木一般管理事務	26
計	27,382	26	27,408				26				

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

2 道路維持費	252,076	24,767	276,843	△4,326	△700		29,793	14 工事請負費	30,000	道路維持管理事業	24,767
								17 備品購入費	△4,895		
								18 負担金補助及び交付金	△338		
3 道路新設改良費	118,263	16,296	134,559	2,380	13,700		216	2 給料	136	道路新設改良事業	16,296
								3 職員手当等	110		
								4 共済費	50		
								14 工事請負費	16,000		
計	438,794	41,063	479,857	△1,946	13,000		30,009				

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

1 住宅管理費	12,256	314	12,570				314	10 需用費	314	定住促進施設維持管理事務	82
										短期滞在型専用住宅管理事務	232
計	12,256	314	12,570				314				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 事務局費	132,682	6,031	138,713				6,031	2 給料	3,832	教育委員会事務局一般管理事務	6,031
								3 職員手当等	494		
								4 共済費	1,025		
								18 負担金補助及び交付金	680		
計	151,161	6,031	157,192				6,031				

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 学校管理費	31,399	25	31,424				25	2 給料	25	学校管理運営事務	25
計	37,519	25	37,544				25				

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

4 図書館費	22,246	△20	22,226				△20	2 給料	△20	図書館管理運営事務	△20
計	143,914	△20	143,894				△20				

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

1 耕地災害復旧費	92,000	17,000	109,000				17,000	12 委託料	17,000	耕地災害復旧事業	17,000
2 林業災害復旧費	22,700	11,000	33,700	5,768	5,200		32	14 工事請負費	10,800	林道災害復旧事業	11,000
								16 公有財産購入費	100		

(款) 11 災害復旧費

(項) 1 農林水産施設災害復旧費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
								21 補償補填及び賠償金	100	
計	114,700	28,000	142,700	5,768	5,200		17,032			

(款) 11 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	48,000	43,300	91,300	24,133	19,100		67	12 委託料	6,900	公共土木施設災害復旧事業	43,300
								14 工事請負費	36,200		
								16 公有財産購入費	100		
								21 補償補填及び賠償金	100		
計	48,000	43,300	91,300	24,133	19,100		67				

補正予算給与費明細書

1. 会計年度任用職員

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	7(7)	4,557			4,557	2,736	7,293	
補正前の額	4(4)	7,050			7,050	2,460	9,510	
合 計	11(11)	11,607			11,607	5,196	16,803	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額							
	補正前の額							
	合 計							
	区 分	宿日直手当	時間外勤務手当	管理職特別勤務手当	特殊勤務手当			計
	補 正 額							0
	補正前の額							0
	合 計							0

※ () 内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員の人数を別掲

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	増 減 額	説 明	増 減 額	備 考
報 酬	4,557	1. その他の増減分	4,557	(1) 採用による増	4,557	
共済費	2,736	1. その他の増減分	2,736	(1) 採用による増	2,736	

(B表)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末 及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

(単位 千円)

区 分	前々年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額、補正額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	7,921,838	8,215,569	[12,900] 724,500	599,402	[12,900] 8,340,667
① 土 木	210,263	243,155	44,000	6,937	280,218
② 衛 生	21,792	17,514	0	4,298	13,216
③ 農 林 水 産	2,230	0	0	0	0
④ 公 有 林	4,323	3,269	0	1,072	2,197
⑤ 防 災	301,369	301,817	16,500	4,460	313,857
⑥ 学 校	27,149	20,533	0	6,729	13,804
⑦ 過 疎	5,549,350	5,818,593	[13,000] 352,100	394,300	[13,000] 5,776,393
⑧ 過疎地域持続的発展	716,809	756,300	[△100] 131,900	56,795	[△100] 831,405
⑨ 臨時財政特例債	0	0	0	0	0
⑩ 地域総合整備事業債	0	0	0	0	0
⑪ 減税補填・臨時税収 補填・臨時財政対策債	1,088,553	1,054,388	180,000	124,811	1,109,577
⑫ 総 務	0	0	0	0	0

2. 災害復旧債	62,906	50,161	[24,300] 41,500	11,752	[24,300] 79,909
① 土 木	62,906	50,161	[24,300] 41,500	11,752	[24,300] 79,909
② 農 林 水 産	0	0	0	0	0
③ そ の 他	0	0	0	0	0
補 正 額			37,200		37,200
補 正 前 の 額			766,000	611,154	8,420,576
合 計	7,984,744	8,265,730	803,200	611,154	8,457,776

令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度日南町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87,811千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ729,486千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		473,980	87,516	561,496
	3 県負担金・補助金	473,980	87,516	561,496
8 繰入金		73,398	295	73,693
	1 他会計繰入金	50,303	△2,630	47,673
	2 基金繰入金	23,095	2,925	26,020
歳入	合 計	641,675	87,811	729,486

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		18,109	295	18,404
	1 総務管理費	16,412	295	16,707
2 保険給付費		453,491	80,520	534,011
	1 療養諸費	382,046	73,120	455,166
	2 高額療養費	70,300	7,400	77,700
7 諸支出金		2,317	6,996	9,313
	2 繰出金	1,638	6,996	8,634
歳 出	合 計	641,675	87,811	729,486

令和3年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	473,980	87,516	561,496
8 繰入金	73,398	295	73,693
歳入合計	641,675	87,811	729,486

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	18,109	295	18,404				295
2 保険給付費	453,491	80,520	534,011	80,520			
7 諸支出金	2,317	6,996	9,313	6,996			
12 国民健康保険事業費納付金	149,890	0	149,890			2,925	△2,925
歳 出 合 計	641,675	87,811	729,486	87,516		2,925	△2,630

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 3 県負担金・補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費等交付金	473,980	87,516	561,496	1 保険給付費等交付金 (普通交付金)	80,520	普通交付金 80,520
				2 保険給付費等交付金 (特別交付金)	6,996	特別調整交付金分 (市町村分) 6,996
計	473,980	87,516	561,496			

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	50,303	△2,630	47,673	1 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	△1,606	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) △1,606
				2 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	△1,319	保険基盤安定繰入金 △1,319
				3 職員給与と費等繰入金	295	職員給与と費等繰入金 295
計	50,303	△2,630	47,673			

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 国保財政調整基金繰入金	23,095	2,925	26,020	1 国保財政調整基金繰入金	2,925	国保財政調整基金繰入金 2,925
計	23,095	2,925	26,020			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	16,412	295	16,707				295	2 給料	18	国保事業一般管理事務	295
								3 職員手当等	264		
								4 共済費	10		
								18 負担金補助及び交付金	3		
計	16,412	295	16,707				295				

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

1 一般被保険者療養給付費	380,000	73,000	453,000	73,000				18 負担金補助及び交付金	73,000	保険給付事業	73,000
5 審査支払手数料	1,046	120	1,166	120				12 委託料	120	保険給付事業（診療報酬明細書審査手数料）	120
計	382,046	73,120	455,166	73,120							

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

1 一般被保険者高額療養費	70,000	7,400	77,400	7,400				18 負担金補助及び交付金	7,400	保険給付事業	7,400
計	70,300	7,400	77,700	7,400							

(款) 7 諸支出金

(項) 2 繰出金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 病院事業会 計繰出金	1,638	6,996	8,634	6,996				27 繰出金	6,996	病院運営整備事業 6,996
計	1,638	6,996	8,634	6,996						

(款) 12 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

1 一般被保険 者医療給付 費分	106,446	0	106,446			2,925	△2,925			財源組替 一般被保険者医療給付費分(財源振替)
計	106,446	0	106,446			2,925	△2,925			

補正予算給与費明細書(事業勘定)

1. 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 額	0	0	18	264	282	10	292	
補正前の額	2	0	5,334	2,745	8,079	1,635	9,714	
合 計	2	0	5,352	3,009	8,361	1,645	10,006	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当
	補 正 額	84	0	0	0	0	0	180
	補正前の額	0	180	284	0	1,128	840	0
	合 計	84	180	284	0	1,128	840	180
	区 分	時間外勤務手当						計
	補 正 額	0						264
	補正前の額	313						2,745
	合 計	313						3,009

(A表)

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	18	1. その他の増減分	18 (1) 異動等による増減	18
職員手当	264	1. その他の増減分	264 (1) 異動等による増減	264
共済費	10	1. その他の増減分	10 (1) 異動等による増減	10

(B表)

令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和3年度日南町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ908,588千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		242,689	△133	242,556
	2 国庫補助金	114,657	△133	114,524
6 県支出金		131,225	△60	131,165
	2 県補助金	13,122	△60	13,062
10 繰入金		159,650	△144	159,506
	1 一般会計繰入金	159,650	△144	159,506
11 繰越金		16,300	100	16,400
	1 繰越金	16,300	100	16,400
歳入合計		908,825	△237	908,588

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		30,184	50	30,234
	1 総務管理費	27,623	50	27,673
5 地域支援事業費		104,786	△387	104,399
	2 一般介護予防事業費	18,756	△101	18,655
	4 包括的支援事業（社会保障充実分）	14,082	△286	13,796
8 諸支出金		16,300	100	16,400
	1 償還金及び還付加算金	16,300	100	16,400
歳 出	合 計	908,825	△237	908,588

令和3年度日南町介護保険特別会計補正予算（第3号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	242,689	△133	242,556
6 県支出金	131,225	△60	131,165
10 繰入金	159,650	△144	159,506
11 繰越金	16,300	100	16,400
歳入合計	908,825	△237	908,588

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	30,184	50	30,234				50
5 地域支援事業費	104,786	△387	104,399	△193			△194
8 諸支出金	16,300	100	16,400			100	
歳出合計	908,825	△237	908,588	△193		100	△144

2 歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	7,959	△133	7,826	1 現年度分	△133	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業) 現年度分 △133
計	114,657	△133	114,524			

(款) 6 県支出金

(項) 2 県補助金

3 地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業)	3,979	△60	3,919	1 現年度分	△60	地域支援事業交付金 (包括的支援事業・任意事業) 現年度分 △60
計	13,122	△60	13,062			

(款) 10 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 地域支援事業繰入金 (介護予防事業)	9,143	△51	9,092	1 現年度分	△51	地域支援事業繰入金 (介護予防事業) 現年度分 △51
4 地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業)	3,979	△93	3,886	1 現年度分	△93	地域支援事業繰入金 (包括的支援事業・任意事業) 現年度分 △93
計	159,650	△144	159,506			

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	16,300	100	16,400	1 繰越金	100	前年度繰越金 100
計	16,300	100	16,400			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	25,889	50	25,939				50	3 職員手当等	50	一般管理事務	50
計	27,623	50	27,673				50				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 2 一般介護予防事業費

1 一般介護予 防事業費	18,756	△101	18,655				△101	3 職員手当等	△50	介護予防普及啓発事業	△50
								7 報償費	△51	地域介護予防活動支援事業	△51
計	18,756	△101	18,655				△101				

(款) 5 地域支援事業費

(項) 4 包括的支援事業 (社会保障充実分)

2 生活支援体 制整備事業 費	1,886	△66	1,820				△66	8 旅費	△66	生活支援体制整備事業費	△66
3 認知症初期 集中支援推 進事業費	8,700	△96	8,604	△69			△27	7 報償費	△27	認知症初期集中支援推進事業費	△69
								8 旅費	△29	認知症地域支援・ケア向上事業	△27
								18 負担金補助及 び交付金	△40		
4 地域ケア会 議推進事業 費	445	△124	321	△124				7 報償費	△124	地域ケア会議推進事業	△124
計	14,082	△286	13,796	△193			△93				

(款) 8 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
2 第1号被保険者保険料還付金	300	100	400			100		22 償還金利子及び割引料	100	保険料還付事務	100
3 償還金	16,000	0	16,000					22 償還金利子及び割引料	0	国県支出金過年度分返還事務	
計	16,300	100	16,400			100					

議案第93号

令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度日南町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,490千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月7日提出

鳥取県 日南町長 中 村 英 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		1,873	120	1,993
	2 償還金及び還付加算金	100	120	220
歳入	合計	93,370	120	93,490

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		100	120	220
	1 償還金及び還付加算金	100	120	220
歳 出	合 計	93,370	120	93,490

令和3年度日南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 諸収入	1,873	120	1,993
歳入合計	93,370	120	93,490

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	100	120	220			120	
歳出合計	93,370	120	93,490			120	

2 歳 入

(款) 5 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険料還付金	100	120	220	1 保険料還付金	120	保険料還付金 120
計	100	120	220			

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保険料還付 金	100	120	220			120		22 償還金利子及 び割引料	120	保険料還付金 120
計	100	120	220			120				

令和3年度 日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和3年度日南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和3年度日南町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（ 科 目 ）	（ 既予算額 ）	（ 補正予算額 ）	（ 計 ）
第1款 簡易水道事業費用	147,502 千円	3,525 千円	151,027 千円
第1項 営業費用	136,708 千円	3,525 千円	140,233 千円

令和3年12月7日提出

鳥取県 日南町長 中村 英明

予算に関する説明書

1. 令和3年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 …………… (1)
2. 令和3年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書 …………… (2)

参考資料

- ①令和3年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 …………… (3)

令和3年度 日南町簡易水道事業会計予算実施計画 (補正第2号)

〈 収益的支出 〉

支 出

(単位：千円) ※税込

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 簡易水道事業費用			147,502	3,525	151,027
	1. 営業費用		136,708	3,525	140,233
		1. 原水及び浄水費	13,987	1,600	15,587
		2. 配水及び給水費	6,404	1,925	8,329

令和3年度 日南町簡易水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（補正第2号）

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

	補正前の額	補正額	（単位：千円）※税抜 計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
1 当期純利益	20,035	△ 3,205	16,830
2 減価償却費	93,971	0	93,971
3 長期前受金戻入額	△ 49,060	0	△ 49,060
4 賞与引当金の増加額	462	0	462
5 法定福利費引当金の増加額	93	0	93
6 受取利息及び受取配当金	△ 10	0	△ 10
7 支払利息	8,234	0	8,234
8 未収金の増加額（△は増加）	8,342	0	8,342
9 未払金の増加額（△は減少）	△ 6,474	0	△ 6,474
10 たな卸資産の増加額（△は増加）	-	-	-
11 その他（非資金損益項目等）	-	-	-
小 計	75,593	△ 3,205	72,388
12 受取利息及び受取配当金	10	0	10
13 支払利息	△ 8,234	0	△ 8,234
業務活動によるキャッシュ・フロー	67,369	△ 3,205	64,164
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△ 15,000	0	△ 15,000
2 固定資産取得又は改良のための補助金等の収入	7,747	0	7,747
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,253	0	△ 7,253
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	-	0	0
2 企業債の償還	△ 71,550	0	△ 71,550
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 71,550	0	△ 71,550
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 11,434	△ 3,205	△ 14,639
V 現金及び現金同等物の期首残高	165,097	0	165,097
VI 現金及び現金同等物の期末残高	153,663	△ 3,205	150,458

(参考資料①)

令和3年度 日南町簡易水道事業会計予算の見積書 (補正第2号)

〈 収益的支出 〉

支 出

(単位：千円) ※税込

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 簡易水道事業費用	147,502	3,525	151,027			
1. 営業費用	136,708	3,525	140,233			
1. 原水及び浄水費	13,987	1,600	15,587			
				修繕費	1,000	緊急修繕費用の増額
				薬品費	600	凝集剤等にかかる薬品費の増額
2. 配水及び給水費	6,404	1,925	8,329			
				修繕費	1,925	下石見配水施設修繕 (水位計)

議案 第95号

令和3年度 日南町病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和3年度日南町病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。

（4）主要な建設改良事業	有形固定資産購入費	30,568 千円
--------------	-----------	-----------

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入 （既 予 算 額）	（補 正 予 算 額）	（ 計 ）
第1款 病院事業収益	1,215,520 千円	0 千円	1,215,520 千円
第1項 医業収益	653,773 千円	24,564 千円	678,337 千円
第2項 医業外収益	410,656 千円	△ 24,564 千円	386,092 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 72,371千円は、過年度分損益勘定留保資金72,371千円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収	入				
		(既	予	(補	(
		予	算	正	計		
		算	額)	予	額)		
第1款	資本的収入	32,206	千円	5,170	千円	37,376	千円
	第2項 補助金	9,406	千円	5,170	千円	14,576	千円
		支	出				
		(既	予	(補	(
		予	算	正	計		
		算	額)	予	額)		
第1款	資本的支出	105,710	千円	4,037	千円	109,747	千円
	第1項 建設改良費	42,991	千円	3,037	千円	46,028	千円
	第3項 貸付金	5,600	千円	1,000	千円	6,600	千円

令和3年12月7日 提出

鳥取県日南町長 中村 英明

予算に関する説明書

(1) 令和3年度 日南町病院事業会計予算実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・ (1)

(2) 令和3年度 日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書・・・・・・・・ (3)

参 考 資 料

①令和3年度 日南町病院事業会計予算の見積書・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)

1 (病院事業会計)

令和3年度 日南町病院事業会計予算実施計画
 < 収益的収入及び支出 >
 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 病院事業収益			1,215,520	0	1,215,520
	1. 医業収益		653,773	24,564	678,337
		3. その他医業収益	100,019	24,564	124,583
	2. 医業外収益		410,656	△ 24,564	386,092
		2. 補助金	29,029	27,926	56,955
		3. 他会計負担金	348,116	△ 52,490	295,626

令和3年度 日南町病院事業会計予算実施計画
 < 資本的収入及び支出 >
 収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的収入			32,206	5,170	37,376
	2. 補助金		9,406	5,170	14,576
		1. 国県補助金	9,406	5,170	14,576

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1. 資本的支出			105,710	4,037	109,747
	1. 建設改良費		42,991	3,037	46,028
		2. 有形固定資産購入費	27,531	3,037	30,568
	3. 貸付金		5,600	1,000	6,600
		1. 長期貸付金	5,600	1,000	6,600

3 (病院事業会計)

令和3年度日南町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー	67,826	0	67,826
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 有形固定資産の取得又は改良による支出	△ 42,991	△ 3,037	△ 46,028
2 固定資産取得又は改良のための補助金収入	9,406	5,170	14,576
3 貸付金支出	△ 5,600	△ 1,000	△ 6,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 39,185	1,133	△ 38,052
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 企業債の発行	22,800		22,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,319	0	△ 34,319
IV 現金及び現金同等物の増加額	△ 5,678	1,133	△ 4,545
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,237,545	0	1,237,545
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,231,867	1,133	1,233,000

(参考資料①)

令和3年度 日南町病院事業会計予算の見積書
 <収益的収入及び支出>
 収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 病院事業収益	1,215,520	0	1,215,520			
※医業（介護含）収益	804,864	24,564	829,428			
1. 医業収益	653,773	24,564	678,337			
3. その他医業収益	100,019	24,564	124,583			
				公衆衛生活動収益	24,564	コロナワクチン接種委託料
2. 医業外収益	410,656	△ 24,564	386,092			
2. 補助金	29,029	27,926	56,955			
				国補助金	4,246	国保補助金申請による増
				県補助金	23,680	新型コロナウイルス感染症 入院病床確保事業費補助金
				その他補助金		
3. 他会計負担金	348,116	△ 52,490	295,626			
				他会計負担金	△ 52,490	基金取崩額の減額

5 (病院事業会計)

令和3年度 日南町病院事業会計予算の見積書
＜資本的収入及び支出＞

収 入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的収入	32,206	5,170	37,376			
2. 補助金	9,406	5,170	14,576			
1. 国県補助金	9,406	5,170	14,576			
				国補助金	2,750	国保補助金申請による増
				県補助金	2,420	鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金申請による増

支 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	節	増減金額	説 明
1. 資本的支出	105,710	4,037	109,747			
1. 建設改良費	42,991	3,037	46,028			
2. 有形固定資産購入費	27,531	3,037	30,568			
				器械及び備品購入費	3,037	セントラルモニター1式、心電・呼吸・SpO2送信機1式、機器契約実績による減
3. 貸付金	5,600	1,000	6,600			
1. 長期貸付金	5,600	1,000	6,600			
				職員支度金	1,000	実績予定増

令和3年12月 日南町議会定例会

補正予算説明附属資料

一	般	会	計					
	出	納	室	・ ・ ・	1			
	総	務	課	・ ・ ・	1			
	企	画	課	・ ・ ・	3			
	住	民	課	・ ・ ・	4			
	福	祉	保	健	課	・ ・ ・	5	
	農	林	課	・ ・ ・	10			
	建	設	課	・ ・ ・	11			
	教	育	委	員	会	・ ・ ・	17	
	国	保	特	会	・ ・ ・	18		
	簡	易	水	道	事	業	・ ・ ・	20
	日	南	病	院	事	業	・ ・ ・	21

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

04 目 会計管理費

出納室

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
1269 会計管理事務	補正前の額	3,158	0	0	0	3,158	
	補正額	429	0	0	0	429	
	補正後の額	3,587	0	0	0	3,587	
<p>○ 事業説明 公共施設に係る上下水道料金の支出伝票を一括起票し、支出・収納事務の効率化を図るため、総合行政システムの改修を行う。</p> <p>○ 執行経費 委託料 429 千円</p>							

02 款 総務費

01 項 総務管理費

01 目 一般管理費

総務課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考											
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源												
1001 一般管理事務	補正前の額	265,061	0	500	245	264,316												
	補正額	8,534	0	0	0	8,534												
	補正後の額	273,595	0	500	245	272,850												
<p>○ 事業説明 人件費の精査による職員給与等の増額。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報酬(パートタイム会計年度任用職員7名分)</td> <td style="text-align: right;">4,557 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料(フルタイム会計年度任用職員)</td> <td style="text-align: right;">△ 5 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員手当等(豪雨災害待機手当等)</td> <td style="text-align: right;">1,705 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">共済費(社会保険料等)</td> <td style="text-align: right;">2,736 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">旅費(会計年度任用職員費用弁償)</td> <td style="text-align: right;">221 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)</td> <td style="text-align: right;">△ 680 千円</td> </tr> </table>							報酬(パートタイム会計年度任用職員7名分)	4,557 千円	給料(フルタイム会計年度任用職員)	△ 5 千円	職員手当等(豪雨災害待機手当等)	1,705 千円	共済費(社会保険料等)	2,736 千円	旅費(会計年度任用職員費用弁償)	221 千円	負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)	△ 680 千円
報酬(パートタイム会計年度任用職員7名分)	4,557 千円																	
給料(フルタイム会計年度任用職員)	△ 5 千円																	
職員手当等(豪雨災害待機手当等)	1,705 千円																	
共済費(社会保険料等)	2,736 千円																	
旅費(会計年度任用職員費用弁償)	221 千円																	
負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金)	△ 680 千円																	

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総務費

01 項 総務管理費

08 目 電子計算費

企画課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1019 電算管理運営事務	補正前の額	111,442	47,407	0	259	63,776	
	補正額	630	0	0	0	630	
	補正後の額	112,072	47,407	0	259	64,406	
<p>○ 事業説明</p> <p>地域振興センターにおける業務の効率化や情報DX化を推進していくため、タブレット端末を購入し、各1台ずつ貸与する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="margin-left: 20px;">備品購入費 630 千円</p> <p style="margin-left: 40px;">(各地域振興センター用タブレット端末(7台分、キーボード含む))</p>							

02 款 総務費

01 項 総務管理費

10 目 諸費

企画課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1343 タウンズネット管理運営事務	補正前の額	136,987	0	55,900	28,357	52,730	
	補正額	4,579	0	0	0	4,579	
	補正後の額	141,566	0	55,900	28,357	57,309	
<p>○ 事業説明</p> <p>人件費の精査及びタウンズネット施設の支障移転工事に伴う増額補正。支障移転工事については、移転要望や経年劣化した電柱の建替など、移転工事件数が当初より増加する見込みのため増額補正する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="margin-left: 20px;">給料(一般職給) 29 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">職員手当等(通勤手当、住居手当) △ 450 千円</p> <p style="margin-left: 20px;">需用費(通信設備等修繕料) 5,000 千円</p> <p style="margin-left: 40px;">タウンズネット施設(ケーブル、機器等)移設、設置、撤去及び修理費</p>							

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

02 款 総務費

02 項 徴税費

01 目 徴税総務費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1053 徴税総務一般管理事務	補正前の額	55,294	26,432	0	0	28,862	
	補正額	1,067	0	0	0	1,067	
	補正後の額	56,361	26,432	0	0	29,929	
<p>○ 事業説明</p> <p>人件費の精査による職員手当等の増額。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>職員手当等（扶養手当、児童手当） 983 千円</p> <p>共済費（共済組合負担金） 84 千円</p>							

03 款 民生費

01 項 社会福祉費

01 目 社会福祉総務費

住民課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考												
			国県支出金	地方債	その他	一般財源													
1061 国民健康保険事業	補正前の額	49,849	22,072	0	0	27,777													
	補正額	△ 2,630	△ 2,190	0	0	△ 440													
	補正後の額	47,219	19,882	0	0	27,337													
<p>○ 事業説明</p> <p>国保特会の職員給与費等増額に伴う繰出金の増額。 国民健康保険基盤安定事業の申請額確定による繰出金の減額。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>繰出金（職員給与費等繰出金の増） 295 千円</p> <p>〃（基盤安定事業負担金の申請額確定による減） △ 2,925 千円</p> <p>○ 財源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">国民健康保険基盤安定負担金（国）</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">{</td> <td style="width: 35%;">保険者支援分</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">△ 802 千円</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険基盤安定負担金（県）</td> <td></td> <td>税軽減分</td> <td style="text-align: right;">△ 988 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>保険者支援分</td> <td style="text-align: right;">△ 400 千円</td> </tr> </table>								国民健康保険基盤安定負担金（国）	{	保険者支援分	△ 802 千円	国民健康保険基盤安定負担金（県）		税軽減分	△ 988 千円			保険者支援分	△ 400 千円
国民健康保険基盤安定負担金（国）	{	保険者支援分	△ 802 千円																
国民健康保険基盤安定負担金（県）		税軽減分	△ 988 千円																
		保険者支援分	△ 400 千円																

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

住 民 課

01 目 保健衛生総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考				
			国県支出金	地方債	その他	一般財源					
1406 保健衛生一般管理 事務	補正前の額	28,576	0	0	0	28,576					
	補 正 額	△ 1,160	0	0	0	△ 1,160					
	補正後の額	27,416	0	0	0	27,416					
<p>○ 事業説明 人件費の精査による職員手当等の減額。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">職員手当等（扶養手当、期末手当、児童手当）</td> <td style="text-align: right;">△ 860 千円</td> </tr> <tr> <td>共済費（共済組合負担金）</td> <td style="text-align: right;">△ 300 千円</td> </tr> </table>								職員手当等（扶養手当、期末手当、児童手当）	△ 860 千円	共済費（共済組合負担金）	△ 300 千円
職員手当等（扶養手当、期末手当、児童手当）	△ 860 千円										
共済費（共済組合負担金）	△ 300 千円										

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考																												
			国県支出金	地方債	その他	一般財源																													
1270 民生一般管理事務	補正前の額	21,630	3,754	0	780	17,096																													
	補 正 額	20,167	19,944	0	0	223																													
	補正後の額	41,797	23,698	0	780	17,319																													
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の精査による職員給与等の増額。 ・ 新型コロナウイルス感染症経済対策として、子どもを扶養している者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子ども1人当たり10万円相当を給付するもの。このうち、先行給付分として年内に5万円を給付する事業費を計上する。 <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">・ 人件費の精査</td> <td style="text-align: right;">223 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 給料（一般職給）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">168 千円</td> </tr> <tr> <td> 職員手当等（期末手当）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">24 千円</td> </tr> <tr> <td> 共済費（共済組合負担金）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">31 千円</td> </tr> <tr> <td>・ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業</td> <td style="text-align: right;">19,944 千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 需用費（コピー用紙、封筒等）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">80 千円</td> </tr> <tr> <td> 役務費（郵券料、振込手数料等）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">114 千円</td> </tr> <tr> <td> 扶助費（最大値：395人×50千円）</td> <td></td> <td style="text-align: right;">19,750 千円</td> </tr> </table> <p>○ 財 源</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）</td> <td style="text-align: right;">19,750 千円</td> </tr> <tr> <td>子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（国10/10）</td> <td style="text-align: right;">194 千円</td> </tr> </table>								・ 人件費の精査	223 千円		給料（一般職給）		168 千円	職員手当等（期末手当）		24 千円	共済費（共済組合負担金）		31 千円	・ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業	19,944 千円		需用費（コピー用紙、封筒等）		80 千円	役務費（郵券料、振込手数料等）		114 千円	扶助費（最大値：395人×50千円）		19,750 千円	子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）	19,750 千円	子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（国10/10）	194 千円
・ 人件費の精査	223 千円																																		
給料（一般職給）		168 千円																																	
職員手当等（期末手当）		24 千円																																	
共済費（共済組合負担金）		31 千円																																	
・ 子育て世帯臨時特別給付金給付事業	19,944 千円																																		
需用費（コピー用紙、封筒等）		80 千円																																	
役務費（郵券料、振込手数料等）		114 千円																																	
扶助費（最大値：395人×50千円）		19,750 千円																																	
子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金（国10/10）	19,750 千円																																		
子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金（国10/10）	194 千円																																		

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

03 款 民 生 費

01 項 社会福祉費

福祉保健課

01 目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1356 障害者自立支援制度 運営事業	補正前の額	208,065	154,238	0	0	53,827	
	補正額	1,181	0	0	0	1,181	
	補正後の額	209,246	154,238	0	0	55,008	
<p>○ 事業説明</p> <p>令和2年度事業費の額確定に伴う国庫負担金・補助金の返還。</p> <p>【国庫分】</p> <p>障害児入所給付費等国庫負担金返還金(51千円)</p> <p>障害者医療費国庫負担金返還金(776千円)</p> <p>【県費分】</p> <p>障害児通所給付費等負担金返還金(26千円)</p> <p>障害者医療費県負担金返還金(328千円)</p> <p>○ 執行経費</p> <p>償還金利子及び割引料 1,181 千円</p>							

03 款 民 生 費

02 項 児童福祉費

福祉保健課

01 目 児童福祉総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1291 地域子育て支援事業	補正前の額	37,505	9,969	1,800	5,700	20,036	
	補正額	△ 1,350	0	0	△ 1,475	125	
	補正後の額	36,155	9,969	1,800	4,225	20,161	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染対策により未開催となった事業費の減額。 こどもゆめ基金夢教室講師謝金(3コース分) △1,500千円 ・ 病児病後児事業利用者増に伴う増額。 日野病院病児・病後児保育事業の利用者増に伴う負担金の増額。 150千円 <p>○ 執行経費</p> <p>報償費(夢教室講師謝金) △ 1,500 千円</p> <p>負担金補助及び交付金(病児・病後児保育事業日野病院委託負担金) 150 千円</p> <p style="text-align: right;">計 △ 1,350 千円</p> <p>○ 財 源</p> <p>日南町こどもゆめ基金 △ 1,500 千円</p> <p>病児病後児保育事業自己負担金 25 千円</p>							

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

03 款 民 生 費

03 項 生活保護費

福祉保健課

01 目 生活保護総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源							
1506 生活保護総務費	補正前の額	20,400	598	0	0	19,802							
	補正額	16,947	0	0	0	16,947							
	補正後の額	37,347	598	0	0	36,749							
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために中止、延期となった研修費の減額。 査察指導員、現業員研修旅費・全国所長会議旅費・スクーリング旅費 △268千円 研修テキスト代 △50千円 ・令和2年度生活扶助費等国庫負担金額確定に伴う返還金。 令和2年度生活扶助費等国庫負担金返還金 (5,576千円) 令和2年度医療扶助費等国庫負担金返還金 (11,689千円) <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>旅費</td> <td style="text-align: right;">△ 268 千円</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td style="text-align: right;">△ 50 千円</td> </tr> <tr> <td>償還金利子及び割引料</td> <td style="text-align: right;">17,265 千円</td> </tr> </table>								旅費	△ 268 千円	需用費	△ 50 千円	償還金利子及び割引料	17,265 千円
旅費	△ 268 千円												
需用費	△ 50 千円												
償還金利子及び割引料	17,265 千円												

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

01 目 保健衛生総務費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考						
			国県支出金	地方債	その他	一般財源							
1296 健康福祉センター 管理運営事務	補正前の額	39,300	0	1,900	190	37,210							
	補正額	△ 1,129	0	0	0	△ 1,129							
	補正後の額	38,171	0	1,900	190	36,081							
<p>○ 事業説明</p> <p>人件費の精査による職員給与等の減額及び備品購入費の事業組み替え。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td>給料(一般職給)</td> <td style="text-align: right;">△ 800 千円</td> </tr> <tr> <td>職員手当等(期末手当)</td> <td style="text-align: right;">△ 150 千円</td> </tr> <tr> <td>備品購入費(コードレス多機能電話2台)</td> <td style="text-align: right;">△ 179 千円</td> </tr> </table> <p>※新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業(国10/10)で実施のため、 次項の1298事業へ組み替え。</p>								給料(一般職給)	△ 800 千円	職員手当等(期末手当)	△ 150 千円	備品購入費(コードレス多機能電話2台)	△ 179 千円
給料(一般職給)	△ 800 千円												
職員手当等(期末手当)	△ 150 千円												
備品購入費(コードレス多機能電話2台)	△ 179 千円												

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

02 目 予 防 費

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1298 予防衛生一般事業	補正前の額	32,175	16,708	0	1,520	13,947	
	補 正 額	18,743	18,681	0	0	62	
	補正後の額	50,918	35,389	0	1,520	14,009	

○ 事業説明

1. 令和2年度感染症予防事業費等国庫負担金の額確定に伴う返還
 - ・ 償還金利子及び割引料 62 千円

2. 追加接種に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金）
追加接種にあたり体制整備に係る必要経費（対象者18歳以上）
 - ・ 給料：会計年度任用職員（R3.12月～R4.3月） 1,096 千円
 - ・ 報償費：日南病院医師報償費（常勤医師：休日手当相当分） 466 千円
日南病院医師報償費（非常勤医師手当相当分、旅費込み） 640 千円
 - ・ 需用費：対象者発送準備及び接種体制整備に係る消耗品 1,311 千円
 - ・ 役務費：郵券料（140円×3,700人） 518 千円
 - ・ 委託料：ワクチン接種費用（18歳以上住所地外接種手数料） 25 千円
 - ・ 使用料及び賃借料：コピー機使用料 200 千円
 - ・ 備品購入費：コードレス多機能電話2台 179 千円

3. 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業（新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金）
対象者へのワクチン接種費用
 - ・ 委託料：18歳以上接種費用、時間外・休日加算上乗せ分 14,246 千円

○ 執行経費

- ・ 給料：会計年度任用職員 1,096 千円
- ・ 報償費：日南病院医師報償費 1,106 千円
- ・ 需用費：対象者発送準備及び接種体制整備に係る消耗品 1,311 千円
- ・ 役務費：郵券料 518 千円
- ・ 委託料：18歳以上ワクチン接種費用、住所地外接種支払手数料 14,271 千円
- ・ 使用料及び賃借料：コピー機使用料 200 千円
- ・ 備品購入費：コードレス多機能電話2台 179 千円
- ・ 償還金利子及び割引料：返還金 62 千円

○ 財 源

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金（国10/10） 4,435 千円
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金（国10/10） 14,246 千円

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

04 款 衛 生 費

01 項 保健衛生費

福祉保健課

03 目 健康対策費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1304 健康増進事業	補正前の額	2,383	428	0	0	1,955	
	補正額	4,682	1,999	0	0	2,683	
	補正後の額	7,065	2,427	0	0	4,638	
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康管理システム改修業務委託料 4,626 千円 【検診結果等の様式の標準化整備事業(1,601千円)】 健康診査等の実施機関から提出される健康診査等の結果について、国が定めた標準的な電磁的記録の形式により受け取ることができるよう、町が保有するシステムを整備する。 【検診情報連携システム整備事業(3,025千円)】 健(検)診の情報について、マイナンバー制度を活用し、マイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を開始するため、自治体中間サーバに情報を登録するにあたり必要なシステムを整備する。 ・ 令和2年度鳥取県市町村自死対策強化交付金の返還金 3 千円 ・ 令和2年度鳥取県健康増進事業費補助金の返還金 53 千円 (返還金内訳: 健康教育費 39千円、健康診査費 13千円、肝炎ウイルス検診費 1千円) <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料 4,626 千円 償還金利子及び割引料 56 千円 <p>○ 財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> 健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業補助金(国) 1,999 千円 							

04 款 衛 生 費

04 項 病院費

福祉保健課

01 目 病院費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1306 病院運営事業	補正前の額	417,792	1,871	0	118,759	297,162	
	補正額	△ 52,490	0	0	△ 52,490	0	
	補正後の額	365,302	1,871	0	66,269	297,162	
<p>○ 事業説明</p> <p>地域医療総合確保基金繰入金を減額し、日南病院事業会計負担金を減額する。</p> <p>○ 執行経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 日南病院事業会計負担金 △ 52,490 千円 <p>○ 財 源</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療総合確保基金繰入金 △ 52,490 千円 							

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

06 款 農林水産業費

01 項 農業費

03 目 農業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1517 多面的機能等支払事業	補正前の額	97,082	72,940	0	0	24,142	
	補正額	4,064	0	0	5,418	△ 1,354	
	補正後の額	101,146	72,940	0	5,418	22,788	
<p>○ 事業説明</p> <p>平成28～令和2年度を活動期間とする活動組織3組織において、活動期間終了時点で「資源向上支払（長寿命化）」の残額が生じた。残額については、制度上繰り越しができないため県へ返還金する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="padding-left: 20px;">償還金利子及び割引料 4,064 千円</p> <p style="padding-left: 40px;">(過年度交付金の不用額返還金：県支出金返還金)</p> <p>○ 財 源</p> <p style="padding-left: 20px;">雑入（活動組織返還金） 5,418 千円</p>							

06 款 農林水産業費

02 項 林業費

02 目 林業振興費

農 林 課

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1183 森林保全総合対策事業	補正前の額	29,463	19,319	0	5,398	4,746	
	補正額	13,663	0	0	8,200	5,463	
	補正後の額	43,126	19,319	0	13,598	10,209	
<p>○ 事業説明</p> <p>・ 日南町民有林再造林新植経費補助金の増 13,663千円(事業主体：日南町森林組合) ※年度見込みによる増(20ha 13,663千円) 年度見込の計：37ha 23,663千円</p> <p>○ 執行経費</p> <p style="padding-left: 20px;">負担金補助及び交付金 13,663 千円</p> <p>○ 財 源</p> <p style="padding-left: 20px;">カーボンオフセットクレジット売払収入 8,200 千円</p>							

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

08 款 土 木 費

02 項 道路橋梁費

建設課

03 目 道路新設改良費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財 源 内 訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1119 道路新設改良事業	補正前の額	118,263	59,500	47,700	0	11,063	
	補正額	16,296	2,380	13,700	0	216	
	補正後の額	134,559	61,880	61,400	0	11,279	

○ 事業説明

- ・ 人件費の精査による職員給与等の増額。
- ・ 社会資本整備総合交付金の交付決定、追加配分（市町村間流用による増額）及び過疎債ハードを活用し、事業の進捗を図るため工事請負費の追加補正を行う。

○ 執行経費

給料（一般職給）	136 千円
職員手当等（期末手当）	110 千円
共済費（共済組合負担金）	50 千円
工事請負費（生山印賀線）	
実施見込額77,000千円－既計上額70,000千円	7,000 千円
（大菅阿毘縁線）	
実施見込額39,000千円－既計上額30,000千円	9,000 千円

○ 財 源

【国支出金】

社会資本整備総合交付金（補助率：59.5%）	
配分額61,880千円－既計上額59,500千円	2,380 千円

【地方債】

過疎債ハード	13,700 千円
実施見込額61,400千円－既計上額47,700千円	

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

01 目 耕地災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1125 耕地災害復旧事業	補正前の額	92,000	60,600	0	6,400	25,000	
	補正額	17,000	0	0	0	17,000	
	補正後の額	109,000	60,600	0	6,400	42,000	

○ 事業説明

令和3年発生災害の査定申請箇所精査に伴い、測量設計委託料を増額する。

(3次査定:実施日 10月11日~12日)

災害名	工種	種別	申請数	箇所数
令和3年7月豪雨災害(7/7~8)	農地	田	1申請	1箇所
	農業用施設	水路	1申請	1箇所
計			2申請	2箇所

(5次査定:実施日 11月8日~9日)

災害名	工種	種別	申請数	箇所数
令和3年台風第9号災害(8/7~10)	農地	田	2申請	2箇所
令和3年8月豪雨災害(8/13~15)	農地	田	2申請	2箇所
	農業用施設	道路	3申請	5箇所
計			7申請	9箇所

(7次査定:実施予定日 11月29日~12月3日)

災害名	工種	種別	申請数	箇所数
令和3年8月豪雨災害(8/13~15)	農地	田	2申請	3箇所
	農業用施設	水路	3申請	3箇所
		道路	1申請	2箇所
計			6申請	8箇所

(9次査定:実施予定日 12月13日~17日)

災害名	工種	種別	申請数	箇所数
令和3年8月豪雨災害(8/13~15)	農地	田	4申請	11箇所
	農業用施設	水路	2申請	2箇所
		道路	1申請	2箇所
計			7申請	15箇所

	工種	種別	申請数	箇所数
合計	農地	田	11申請	19箇所
	農業用施設	水路, 道路	11申請	15箇所
			22申請	34箇所

○ 執行経費

委託料

実施見込額 42,000千円(34箇所) - 既計上額 25,000千円(20箇所)

17,000千円

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

11 款 災害復旧費

01 項 農林水産施設災害復旧費

建設課

02 目 林道災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1461 林道災害復旧事業	補正前の額	22,700	9,940	12,700	0	60	
	補正額	11,000	5,768	5,200	0	32	
	補正後の額	33,700	15,708	17,900	0	92	

○ 事業説明

令和3年発生災害の事業費精査により、追加補正する。

災害名	路線名	路線数	箇所数
令和3年8月豪雨災害(8/13~15)	大林線	1路線	2箇所
	神戸中野線	1路線	1箇所
計		2路線	3箇所

○ 執行経費

工事請負費

実施見込額25,000千円－既計上額 14,200千円 10,800 千円

公有財産購入費

実施見込額100千円 100 千円

補償補填及び賠償金

実施見込額100千円 100 千円

○ 財源

【国県支出金】

林道災害復旧事業補助金(補助率70%)

補助見込額15,708千円－既計上額9,940千円 5,768 千円

【地方債】

農地・農林業施設災害復旧事業債

補助災害復旧事業債 見込額9,400千円－既計上額4,200千円 5,200 千円

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

11 款 災害復旧費

02 項 公共土木施設災害復旧費

建設課

01 目 公共土木施設災害復旧費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1126 公共土木施設災害復旧事業	補正前の額	48,000	19,200	28,800	0	0	
	補正額	43,300	24,133	19,100	0	67	
	補正後の額	91,300	43,333	47,900	0	67	

○ 事業説明

令和3年発生災害の査定申請箇所及び事業費の精査により、追加補正する。

災害名	路線名	種別	箇所数
令和3年8月7日～8月26日豪雨及び秋雨前線豪雨	滑線	道路	3箇所
	三国山線	道路	1箇所
	生山印賀線	道路	2箇所
	桜子宮田線	道路	1箇所
計			7箇所

○ 執行経費

委託料

実施見込額 21,900千円－ 既計上額15,000 千円 6,900 千円

工事請負費

実施見込額 69,200千円－ 既計上額 33,000千円 36,200 千円

公有財産購入費

実施見込額100千円－ 既計上額 0千円 100 千円

補償補填及び賠償金

実施見込額100千円－ 既計上額 0千円 100 千円

○ 財 源

【国県支出金】

公共土木施設災害復旧事業補助金（補助率：2/3）

補助見込額43,333千円－既計上額19,200千円 24,133 千円

【地方債】

公共土木施設災害復旧債

補助災害復旧事業債（現年分）

実施見込額43,700千円－既計上額24,600千円 19,100 千円

令和3年度一般会計補正予算(第6号)説明資料

03 款 民 生 費

02 項 児 童 福 祉 費

02 目 保 育 園 費

教育委員会

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考								
			国県支出金	地方債	その他	一般財源									
1104 保育園管理運営事務	補正前の額	175,832	10,003	4,100	2,324	159,405									
	補 正 額	△ 3,544	0	0	0	△ 3,544									
	補正後の額	172,288	10,003	4,100	2,324	155,861									
<p>○ 事業説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費の精査による職員給与等の減額。 ・ 認定子ども園への移行準備のため、既存看板を新しい園名看板へ取り換えるため修繕料を補正する。 <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料（一般職給）</td> <td style="text-align: right;">△ 3,432 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員手当等（通勤手当、住居手当）</td> <td style="text-align: right;">△ 550 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">共済費（共済組合負担金）</td> <td style="text-align: right;">△ 1,041 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">需用費（建物設備等修繕料）</td> <td style="text-align: right;">1,479 千円</td> </tr> </table>								給料（一般職給）	△ 3,432 千円	職員手当等（通勤手当、住居手当）	△ 550 千円	共済費（共済組合負担金）	△ 1,041 千円	需用費（建物設備等修繕料）	1,479 千円
給料（一般職給）	△ 3,432 千円														
職員手当等（通勤手当、住居手当）	△ 550 千円														
共済費（共済組合負担金）	△ 1,041 千円														
需用費（建物設備等修繕料）	1,479 千円														

10 款 教 育 費

01 項 教 育 総 務 費

02 目 事 務 局 費

教育委員会

(単位:千円)

事 業 名	区 分	金 額	財 源 内 訳				備 考								
			国県支出金	地方債	その他	一般財源									
1207 教育委員会事務局 一般管理事務	補正前の額	96,998	0	0	0	96,998									
	補 正 額	6,031	0	0	0	6,031									
	補正後の額	103,029	0	0	0	103,029									
<p>○ 事業説明</p> <p style="padding-left: 20px;">人件費の精査による職員給与等の増額。</p> <p>○ 執行経費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">給料（一般職給）</td> <td style="text-align: right;">3,832 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">職員手当等（管理職手当、住居手当）</td> <td style="text-align: right;">494 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">共済費（社会保険料等）</td> <td style="text-align: right;">1,025 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金）</td> <td style="text-align: right;">680 千円</td> </tr> </table>								給料（一般職給）	3,832 千円	職員手当等（管理職手当、住居手当）	494 千円	共済費（社会保険料等）	1,025 千円	負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金）	680 千円
給料（一般職給）	3,832 千円														
職員手当等（管理職手当、住居手当）	494 千円														
共済費（社会保険料等）	1,025 千円														
負担金補助及び交付金（退職手当組合負担金）	680 千円														

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)説明資料

02 款 保険給付費

01 項 療養諸費

住民課

01 目 一般被保険者療養給付費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1076 保険給付事業	補正前の額	380,000	380,000	0	0	0	
	補正額	73,000	73,000	0	0	0	
	補正後の額	453,000	453,000	0	0	0	
<p>○ 事業説明 一般被保険者分療養給付費の見込額増により補正する。</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 73,000 千円</p> <p>○ 財源 県支出金 保険給付費等交付金(普通交付金) 73,000 千円</p>							

02 款 保険給付費

02 項 高額療養費

住民課

01 目 一般被保険者高額療養費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1081 保険給付事業	補正前の額	70,000	70,000	0	0	0	
	補正額	7,400	7,400	0	0	0	
	補正後の額	77,400	77,400	0	0	0	
<p>○ 事業説明 一般被保険者分高額療養費の見込額増により補正する。</p> <p>○ 執行経費 負担金補助及び交付金 7,400 千円</p> <p>○ 財源 県支出金 保険給付費等交付金(普通交付金) 7,400 千円</p>							

令和3年度国民健康保険特別会計補正予算(第3号)説明資料

07 款 諸支出金

02 項 繰出金

住民課

01 目 病院事業会計繰出金

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
1096 病院運営整備事業	補正前の額	1,638	1,638	0	0	0	
	補正額	6,996	6,996	0	0	0	
	補正後の額	8,634	8,634	0	0	0	
<p>○ 事業説明</p> <p>直営診療施設の機器更新等事業の追加により増額補正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業分 4,246 千円 ・ 直診施設整備分 2,750 千円 <p>○ 執行経費</p> <p>繰出金 6,996 千円</p> <p>○ 財源</p> <p>県保険給付費等交付金(特別交付金)特別調整交付金分(市町村分) 6,996 千円</p>							

令和3年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）説明資料

01 款 簡易水道事業費用

01 項 営業費用

建設課

01 目 原水及び浄水費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
原水及び浄水費	補正前の額	13,987	0	0	0	13,987	
	補正額	1,600	0	0	0	1,600	
	補正後の額	15,587	0	0	0	15,587	
<p>○ 事業説明 冬期の緊急修繕費用及び凝集剤等薬品費を増額する。</p> <p>○ 執行経費 修繕費 1,000 千円 薬品費 600 千円</p>							

01 款 簡易水道事業費用

01 項 営業費用

建設課

02 目 配水及び給水費

(単位:千円)

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
配水及び給水費	補正前の額	6,404	0	0	0	6,404	
	補正額	1,925	0	0	0	1,925	
	補正後の額	8,329	0	0	0	8,329	
<p>○ 事業説明 下石見地区配水池の水位計取替修繕にかかる経費を補正する。</p> <p>○ 執行経費 修繕費 1,925 千円</p>							

令和3年度日南町病院事業会計補正予算（第3号）説明資料

04 資本的支出

01 建設改良費

日南病院

02 有形固定資産購入費

（単位：千円）

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
有形固定資産購入費	補正前の額	27,531	0	10,600	0	16,931	
	補正額	3,037	5,170	0	0	△ 2,133	
	補正後の額	30,568	5,170	10,600	0	14,798	
<p>○ 事業説明</p> <p>有形固定資産の契約実績により、有形固定資産購入費を減額（△1,253千円）する。予算計上済みの機器の国県補助金を申請（3,025千円）する。また、新たに下記器械備品を予算に計上（4,290千円）し、財源として県補助金を申請（2,145千円）する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>有形固定資産購入費 3,037 千円</p> <p>1. 医療機器等の契約実績による減額 △ 1,253 千円 既予算計上済の医療機器等の契約実績により、事業費を減額する。</p> <p>2. セントラルモニター 1式（新規） 3,850 千円 重症患者・心疾患患者にはモニタリングが必要で、24時間365日稼働している。現行機はH18年購入の機器であるため老朽化しており度々修理を要するため、早急な更新を必要とする。</p> <p>3. 心電・呼吸・SpO2送信機 1式（新規） 440 千円 万一、コロナ感染症患者のモニタリングが必要となった場合、患者と職員との接点を分けるために設置が不可欠なもの。受信機は従来通りのものを使用する。</p> <p>○ 財源</p> <p>国庫補助金 国保調整交付金（直営診療施設整備分） 2,750 千円</p> <p>県補助金 鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金（新人看護職員研修事業） 275 千円 鳥取県地域医療介護総合確保基金補助金（急性期医療充実設備整備事業） 2,145 千円</p>							

04 資本的支出

03 貸付金

日南病院

01 長期貸付金

（単位：千円）

事業名	区分	金額	財源内訳				備考
			国県支出金	地方債	その他	一般財源	
就職支度金	補正前の額	5,000	0	0	0	5,000	
	補正額	1,000	0	0	0	1,000	
	補正後の額	6,000	0	0	0	6,000	
<p>○ 事業説明及び執行経費</p> <p>来年度採用予定の新規看護師5名に対し、1名追加募集するにあたり就職支度金を増額する。</p> <p>○ 執行経費</p> <p>就職支度金（1名分） 1,000 千円</p>							